

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆様

広島市教育委員会
広島市立沼田高等学校長

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせとお願い）

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に位置づけられることに伴い、学校における感染症対策が変更されるとともに、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

学校においては、このことを踏まえ、5 月 8 日以降は、以下の感染症対策等を進めてまいります。御家庭におかれましても、引き続き、お子様の日々の健康管理に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 換気や手洗い等の基本的な感染症対策等について

- 教室内の換気の徹底や、外から教室に入るときやトイレの後、昼食の前後などでの流水と石けんでのこまめな手洗いの指導など、基本的な対策を行います。
- マスクについては、引き続き着用を求めないことを基本とし、咳やくしゃみ等の際には、咳エチケットを行うように指導します。

また、マスクについて、様々な事情により着用を希望する、又は着用できない生徒もいることから、学校や教職員が着脱を強いることがないようにするとともに、生徒の間で着用の有無による差別や偏見がないよう、十分に指導してまいります。

なお、感染の流行が見られる場合などには、一時的にマスクの着用を促す（その場合にも着用を強いることがないようにする）ことや「感染リスクが比較的高い活動」等では活動場面に応じて対策を講じることもありますので、御理解・御協力をお願いします。

2 お子様の毎朝の検温及び健康観察について

毎朝登校前の検温及び「健康観察カード」の記入・提出については、不要になります。長期にわたり御協力いただきありがとうございました。

ただし、これまでどおり発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。また、必要に応じて、身近な医療機関に受診してください。

なお、登校後の健康観察でお子様に風邪症状が見られる場合は早退措置とさせていただきますので、御協力をお願いします。

3 お子様が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

- 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」となります。

なお、出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

- お子様が罹患した場合には、保護者の方が学校のホームページに掲載している別紙様式「インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による出席停止及び再登校について」に必要事項を記入し、再登校の際に学校へ提出してください。こちらの書面によりお子様の出席停止期間等を確認させていただきます。（医療機関が発行する陰性証明は必要ありません。）

4 ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

令和 5 年 5 月 8 日以降は、保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」としての特定は行われないことから、出席停止を求めることはありません。